## 平成25年度 第 5 回 理 事 会

平成25年12月9日(月)

# 議事録

公益財団法人 武蔵野市福祉公社

#### 平成25年度 第5回 理事会 議事録

- 1 開催日時平成25年12月9日(月)午前10時00分から正午まで
- 2 開催場所 公益財団法人武蔵野市福祉公社 1階 会議室 東京都武蔵野市吉祥寺北町一丁目9番1号
- 3 理事及び監事の現在数理事6名、監事2名
- 4 出席理事者数及び氏名

理事6名

 理事長
 長澤
 博暁
 理事
 安達
 高之

 理事
 安藤
 真洋
 理事
 大野
 壽三枝

 理事
 黒竹
 光弘
 常務理事
 福島
 文昭

監事2名

監事 五十嵐 利光 監事 安田 大

5 欠席理事者数及び氏名

理事0名

監事0名

- 6 傍聴者 0名
- 7 議事日程

議案第12号 準職員就業規則の一部を改正する規則(案)について

議案第13号 登録ヘルパー就業規則の一部を改正する規則(案)について

議案第14号 フレックスヘルパー就業規則の一部を改正する規則(案)に

ついて

議案第15号 退職手当支給規程の廃止及び退職手当支給規程の制定(案)

について

議案第16号 職員給与規程の一部を改正する規程(案)について

議案第17号 常勤役員の報酬及び賞与の額について

議案第18号 権利擁護事業実施規則の一部を改正する規則(案)について

議案第19号 平成25年度補正予算 (第1回) について

議案第20号 平成25年度第3回評議員会の開催について

報告事項 公益認定申請の変更届について

報告事項 本部事務所の社屋について

報告事項 基本財産の運用について

報告事項 理事長及び常務理事業務執行状況報告について

8 議長及び議事録作成者 理事長 長澤 博暁

9 議事録署名人 理事長 長澤 博暁

監事 五十嵐 利光

監事 安田 大

10 議事の経過及び結果

議案第12号 準職員就業規則の一部を改正する規則(案)について

議案第13号 登録ヘルパー就業規則の一部を改正する規則(案)について

議案第14号 フレックスヘルパー就業規則の一部を改正する規則(案)に

ついて

長澤理事長から、一括審議の申し出がなされ、他の理事及び監事からは意見はなく一括して審議することとした。

中村総務課長から、提案理由の説明がなされた。

大野理事から、当初配付された資料では、あたかも1つの契約で通算5年を超えている場合も無期転換権があるかのように読め、法律と異なる解釈ができてしまうため、法律に則って「二以上の契約」と明記していただくように修正していただき、修正後の議案を当日机上配布として頂いた旨の補足説明がなされた。

中村総務課長から、第4条の2第2項について、詳しい説明がなされた。

安達理事から、大野理事に対して、一つの契約の場合でも5年を超 える場合には無期契約となる理解をしているが、如何かという旨の質 問がなされた。

大野理事から、法律上は異なり、2つ契約があるということが法律 上要件になっているため、単独で5年という場合、無期転換権は発生 しないと書かれていた旨の説明がなされた。

安達理事から、例えば、定年で60歳を迎え、それから、65歳まで1 年ずつ更新していくような場合、つまり、4回を超えて5年を超える 場合、有期から無期の雇用に変わってしまうと言われたが、それは1 つの契約になるのかという旨の質問がなされた。

大野理事から、1年ごとの契約が1つ、1年ごとに1つずつの契約と考えるため、その場合は5つぐらいの契約ではないか。1つの契約というのは、「1つの契約で契約期間が5年」というものを「1つの契約」というものである旨の説明がなされた。

安田監事から、「公社」という定義を第1条でしているため「本公 社」の「本」という字は要らないのではないかという意見がなされた。

中村総務課長から、「本公社」の「本」という字を削除する旨の回答がなされた。

安達理事から、無期になった職員の就業規則はどれが適用されてい くことになるのかという旨の質問がなされた。

中村総務課長から、準職員就業規則がそのまま適用になる旨の回答がなされた。

安達理事から、準職員就業規則第4条で雇用期間が1年以内とある ため、無期となると、この、準職員の定義から離れてしまうのではな いかという旨の質問がなされた。

中村総務課長から、第4条の2に「前条の規定にかかわらず」と例外規定として定めているため、無期になってもこの規則から離れないという旨の回答がなされた。また、無期になった場合、準職員は65歳を超えて更新はしない規定があるため、最大65歳までとなる旨の補足説明がなされた。

安達理事から、産休代替の職員が無期になった場合、常勤と同じ条件で勤務していながら就業規則や処遇内容が異なることについて、どのように考えているのかという旨の質問がなされた。

中村総務課長から、産休(育休)代替職員を、代替職員と考えておらず、アルバイト職員か有期雇用の嘱託職員のいずかれになり、その場合には、有期の期間、育休の場合3年となるが、これを超えて継続しないという契約で雇用することになる旨の回答がなされた。

他の理事及び監事から質疑、意見はなく、議案第12号、議案第13号 及び議案第14号について、それぞれ「本公社」の「本」を削除し、一 件ずつ採決の結果、全会一致で、本三案は可決承認された。

議案第15号 退職手当支給規程の廃止及び退職手当支給規程の制定 (案)について 中村総務課長から、武蔵野市職員の退職手当に関する条例が一部改正されたことに伴い、市に準じて退職手当を支給している本公社もこれに合わせ、改正するところであるが、改正箇所が多く改正が困難なため、規程を廃止し、新たな規程を制定する旨の説明がなされた。

安田監事から、第7条中「(規則)」は就業規則のことを指しているのか、第4条第2項(1)の3行目「任命権者が認める者」は理事長を指しているのか、3ページ下から5行目の最後の第8条中「労働者災害保険法」は「労働者災害補償保険法」ではないか、5ページ第12条第3項中4行目「公益財団法人武蔵野市福祉公社職員就業規則」については、ここで定義しているため「公益財団法人武蔵野市福祉公社職員」は要らないのではないか、7ページ下から10行目あたりの第6項の「退職手当管理機関」とは何か、第20条の上から2行目と4行目「中小企業退職金共済事業団」は名称変更しており「独立行政法人勤労者退職金共済機構」ではないかという旨の質問等がなされた。

中村総務課長から、「任命権者」は「理事長」に訂正し、3ページ第7条中の「規則」は「就業規則」であり、第8条「労働災害補償保険法」に訂正し、5ページ「公益財団法人武蔵野市福祉公社職員」までを削除し、7ページ第14条の6の「退職手当管理機関」は「理事長」に訂正し、11ページ「中小企業退職金共済事業団」は「独立行政法人勤労者退職金共済機構」に訂正する旨の回答等がなされた。

大野理事から、本規程の趣旨の一つである「退職後に懲戒事由等違法行為が発覚した場合の返還の規定」をかなりたくさん設けていることについて、この規定を設けたきっかけ及びモデルがあれば示していただきたい旨の質問がなされた。

中村総務課長から、全て武蔵野市の退職手当の条例によるものである旨の回答がなされた。

他の理事及び監事から質疑、意見はなく、議案第15号について、2ページ第4条第2項(1)「任命権者」を「理事長」に訂正し、3ページ第7条「規則」を「就業規則」に修正し、第8条2行目「労働者災害保険法」を「労働者災害補償保険法」に訂正し、第12条第3項「公益財団法人武蔵野市福祉公社」を削除し、7ページ第14条第6項「退職手当管理機関」を「理事長」に訂正し、11ページ第20条第2項「中小企業退職金共済事業団」を「独立行政法人勤労者退職金共済機構」に訂正し、細かい字句修正については理事長に一任ということで、採決の結果、全会一致で、本案は可決承認された。

#### 議案第16条 職員給与規程の一部を改正する規程(案)について

中村総務課長から、東京都が給料表を改正したことに伴い、これに 準じた改正した旨の説明がなされた。また、まだ職員代表には提示を していないため、この理事会終了後に職員代表を通じて職員に周知し、 職員代表の意見書をいただく予定である旨の説明がなされた。

理事及び監事から質疑、意見はなく、採決の結果、全会一致で、本 案は可決承認された。

#### 議案第17号 常勤役員の報酬及び賞与の額について

中村総務課長から、提案理由の他、本来は前年度の評議員会において議決いただく議案であるが、公益法人移行の初年度に当たるためこの時期の上程となった旨の説明がなされた。

理事及び監事から質疑、意見はなく、採決の結果、全会一致で、本 案は可決承認された。

### 議案第18号 権利擁護事業実施規則の一部を改正する規則(案)につい て

中村総務課長から、提案理由及び公益移行認定の変更届を東京都に 提出する予定である旨の説明がなされた。

安達理事から、具体的な対象者について質問がなされた。

荒井在宅サービス課長から、母子家庭の方や単身若年者等である旨の回答がなされた。

安達理事から、70人月という意味につい質問がなされた。

中村総務課長から、延べ人数であるため、月々にすると 6 人前後である旨の回答がなされた。

大野理事から、生活保護受給者の権利擁護をするということより市 と公社と連携関係を保つようなことになるのかという旨の質問がなさ れた。

中村総務課長から、市のケースワーカーと一緒に対応する旨の回答 がなされた。

荒井在宅サービス課長から、自立支援プログラムというものがある ため生活保護受給者の方全員ということではない旨の回答がなされた。 他の理事及び監事から質疑、意見はなく、採決の結果、全会一致で、 本案は可決承認された。

#### 議案第19号 平成25年度補正予算(第1回)について

中村総務課長から、提案理由及び補正内容について説明がなされた。 安田監事から、当日配付資料の雑収入の詳細説明欄の記載理由について質問がなされた。

中村総務課長から、錯誤による記載であり、削除する旨の回答がなされた。

他の理事及び監事から質疑、意見はなく、採決の結果、全会一致で、 本案は可決承認された。

#### 議案第20号 平成25年度第3回評議員会の開催について

中村総務課長から、提案理由について説明がなされた。

他の理事及び監事から質疑、意見はなく、採決の結果、全会一致で、本案は可決承認された。

#### 11 報告事項

報告事項 公益認定申請の変更届について

中村総務課長から、報告内容について説明がなされ、新旧対照表中 2ページ2(1)ホームヘルプサービス事業2行目から3行目にかけ て、改正後「障害者総合支援」を「障害者総合支援法」に訂正する旨 の説明がなされた。

#### 報告事項 本部事務所の社屋について

福島常務理事から、報告内容の説明がなされた。

安藤理事から、以前移転について議論がなされたが、公社自体がど ういう役割を担っていくのかという将来展望、事業展望との絡みだっ たと思うが、その点について如何かという旨の質問がなされた。

福島常務理事から、本来であれば、将来の姿が明確にはっきりした 段階で購入をするほうがより望ましいと考えているが、現在、市と協 議する中にあっては、一つ目は、新事業をある程度効率的・効果的に見直しながら一定継続していく必要があるだろうという方向性が見受けられること、二つ目の考えられる想定としては、権利擁護事業などを中心に、もし、社協との事業統合となった場合でも、現在の案であれば、社協と共同し合意をし活用する面においては、将来を見据えた上での社屋活用が図れるのではないか、三つ目は、まだ容積率的には非常に余裕がるため、事業拡大でスペースを拡大が見込める土地であり、最悪、事業転換等で社屋がここでは適切ではなかった場合であっても売却できるような土地であるということも含めて、購入が望ましいのではないかという旨の回答がなされた。

黒竹理事から、自身が事務所移転の検証委員であった旨の発言の後に、検証委員会の中で、各種のご意見があり、結果的にこちらに一時移転ということで決まった経緯があった旨の説明がなされた。その中で、この問題は各種ご意見があり、100%皆さんにご満足いただく話というのは難しいとは思うが、そうではあっても、やはり、それぞれの意見を丁寧にお聞きしながら方向性を見つけていかなければいけないのではないかという意見がなされた。

また、実際にお話が出てから3カ月という中でどれほど深い議論がされていたのか、もう一つ見えない部分であり、特に、市民社協は市全域にわたって活動されているので、地域によっても意見が違い、また、構成されている委員によっても意見が違うと思われ、まとめるのが難しい側面があるとは思うが、ただ、だからといって一方的にお話を収束してしまうのは、後々に問題が生じる危険性があるのではないかという懸念を持っている旨の発言がなされた。

また、一方において、一時移転の発想でスタートした入居をこのまま続けていていいかどうかという問題もあるため、今現在ここの利用においてどういった点が不便であり、不備があるかということの洗い直しをしながら、次のステップに進む一定の決断を下していかなければいけないということが必要であり、それについては前向きに検討していくべきではないかという旨の意見がなされた。

また、個人的な意見としては、今回大信さんのお話をお断りしてこちらの北町事務所について、深く検討していくという方向性はよろしいのではないかという意見がなされた。

また、繰り返しになるがいろいろな方のご意見をもう少し聞きながら話を進めていかないと、せっかくいい形になったとしても、後々問

題を残す危険性があるので、ぜひ、議論、検討等を丁寧にやっていた だきたい旨の要望がなされた。

福島常務理事から、職員の意見は大事にしていきたい旨の回答がなされた。現社屋に対しては、耐震性とかは建築基準法にのっとっておりますのでしっかりしているが実際車が通ったら揺れる、ホールが吹き抜けになっているため、2階のトイレがすごく暑いといった環境面については、できるところは直していき、働きやすい職場環境にしていきたい旨の回答がなされた。

また、地域によってご意見が異なり、一部の方は強硬に反対していると聞いており、この辺については市との関係もあるため、社協と協力して十分ご意見を聞きながら進めてまいりたい旨の発言がなされた。

黒竹理事から、現在の事務所を継続して利用する方向性がある程度 定まった場合、将来的にはこの建物を改築等して、より使いやすいよ うな施設にしていくお考えがあるかという旨の質問がなされた。

福島常務理事から、もともと事務所を目的とした建物ではないため、 将来的に建てかえる場合には、環境的に良い建物に建てかえていく考 えである旨の回答がなされた。

安達理事から、黒竹理事と基本的に同じで、検証委員会の際は、いろんな意見が出され、時間がないということが大きなネックになり、とにかく、仮にでもいいから移転したということもあるため、やはり、その辺はじっくり考えて、更新までの期間があるので、早目に議論をしていただければという旨の意見がなされた。

また、改築については、現実問題として改築を前提にした形での是非を決めるということは非常に非現実的で、その間どうするかという問題がある旨の意見がなされ、そのことも含めて十分ご議論いただきたい旨の要望がなされた。

福島常務理事から、ここで改築をするということになると、その際 移転しなければいけないということもあり、そのとき別に適地があれ ば売却して適地に移れるような土地ではないかということも考えてお り、将来的な話ではあるが、その辺はしっかり考えてまいりたい旨の 回答がなされた。

中村総務課長から、黒竹理事に対して、吉祥寺でこの物件の価値について質問がなされた。

黒竹理事から、吉祥寺の場合、まとまった土地というのが確保しづらい側面があるため、そういう観点から見た場合は一定の価値、評価はできる旨の回答がなされた。しかし、1点、通常の商業施設等を考

えた場合には、駅から少し遠いという印象は否めないと思う。もっと も、だからといって将来売却することが困難というわけではないと思 われる旨の意見がなされた。

長澤理事長から、一定方向性がある程度決まった段階で理事の皆さんに報告し、様々な意見を聞きながら今後実現していきたい旨の発言がなされた。

#### 報告事項 基本財産の運用について

中村総務課長から、報告理由について資料に沿って説明がなされた。

#### 報告事項 理事長及び常務理事業務執行状況について

長澤理事長から、次のように報告がなされた。

市のほうでは財政援助出資団体のことにつきまして今後検討していくということがあり、10月28日に武蔵野市の会田副市長と理事長との意見交換がございました。これについてご報告を申し上げます。

武蔵野市では第五期長期計画において財政援助出資団体に関する将来の展望として、今日、公共の概念が広がり公共サービスの提供主体は市民活動団体や企業まで多様化していること等から、行政や財政援助出資団体が担うべき役割を精査する時期がきている。そのために、財政援助出資団体でも経営改革を推進していくとともに、社会状況の変化を含め、整理・統合を含めたあり方の検討が必要であるとし、ご承知のように昨年市のほうの委託した監査法人トーマツのほうから市及び財政援助団体の課題と方向性について報告がされました。

これらを踏まえて副市長との意見交換の目的でございますが、財政援助出資団体の見直しの検討を進めるに当たり、基本的な考え方を各団体と市が共有し、改革の方向性や実現に向けた課題について共通の認識を得るためとされ、副市長のほうから私のほうに公社の課題についてということでまず質問がございました。

私のほうでは、まず、財政援助出資団体を市がどういうふうに位置づけるのか、これが第一の課題だろうというふうな発言をさせていただきまして、これを副市長も了解と言いますか同意をいただきました。

具体的な公社の課題ですが、1つは財政、2つ目に人材育成、3つ目に事業の見直し、この3点を私のほうから報告をさせていただきました。

財政については先ほどもお話がございましたが、事業ベースで毎年度赤字が出ておりますので、これについては解消を検討中であると、人材育成については、研修や人事評価制度の刷新による改善について説明をしました。

主な問題点といいますか、主な議論は3点目の事業の見直しについて、これが議論の中心になりました。

まず、有償在宅サービス事業の見直しの方向性については、ただいま検討途中でございますので、その方向性についての報告をしました。ホームヘルプサービスの公社の役割でございますが、公社の役割としてセーフティネット、それから、民間中小事業者への研修支援、介護保険制度の見直しによる要支援者への対応等を説明し、それから、もう一つの事業の大きな柱の指定管理制度、高齢者総合センター等ですが、これらの運営を行う福祉公社の役割としては、民間事業者では困難な地域づくりについて説明をしたところでございます。

副市長のほうからは、次の指摘がございました。

まず、ホームヘルプセンターですが、これは公社が実施する必要性の有無について指摘がありました。指定管理事業については、事業ごとに自主事業へ変更できないかというような2点の指摘がございました。

ホームヘルプセンターについては、公益性の観点から、私のほうは必要であると、公益性があるということをいいましたけれども、ちょっと議論がここでかみ合ってございません。つまり、私のほうで主張した先ほどの民間事業者への研修支援等々については、市が直接できるというようなお話もございまして、その辺では議論がかみ合わずに終わりました。

指定管理事業については、例えば、高齢者総合センター、北町高齢者センター、社会活動等、自主事業に変更すればいいと、そのことについては、一定の条件が整えば、これはございますので、市のほうから事業補助等があればできるような旨を述べたところでございます。

最後に副市長のほうから、公社自身で事業の棚卸しをしっかり実施 してほしいと、その上で、社協との統合の可能性を含め、あるいは、 冠を残すかも含めて議論しなくてはならないというような発言がござ いました。

私のほうとしましては、来年度中長期事業計画がございますし、市のほうでは来年の2月に財政援助団体の方向性を示す、それから、26年秋でしたか、調整計画の議論が始まるということもございますので、

また、健康福祉総合計画の見直しも予定されておりますので、来年度の中長期計画の策定の中で今後の公社の方向性、あるべき姿についてみんなで議論して、理事の皆様にもご意見をいただければ幸いだろうと思っています。

私のほうからは、武蔵野市と意見交換といいますか、市の外郭団体対して、今の方向性といいますか、このことについてのご報告をさせていただきました。

福島常務理事から、次のように報告がなされた。

平成25年5月23日から11月30日までの業務執行状況について、本年度の事業計画の中で重点項目と位置づけております4項目を中心に報告をさせていただきます。

まず、重点項目の1つ目、財政健全化計画の策定ですが、事業計画では公益法人として運営基盤を強化し、良質なサービスの提供を持続可能なものとするため、慢性的な赤字体質からの脱却を目指し、各部門での事業収支の均衡を図る方策を検討するとしているところでございます。このため、本年8月より財政健全化検討会議及び同ワーキングチームを設置し、本年8月の全体会議以降月2回のペースでワーングチームの会議を開催し、事業ごとの収支改善案を検討しているところでございます。今年度は、次で報告いたしますが、有償在宅福祉サービスの見直しを現在行っており、今後の事業運営に未確定な部分があることから、また、来年度が中長期事業計画の策定を行う年度ということもございますので、検討内容を短期的な収支改善に限定をし、中長期も含む財政健全化計画は、来年度において中長期事業計画とともに検討、策定していきたいというふうに考えているところでございます。

次に、重点項目の2つ目、有償在宅福祉サービスと権利擁護事業の事業変更及び体制整備でございますが、事業計画においては、平成24年度に市が設置した福祉資金貸付制度見直し検討委員会からの提言を生かし、本年度は本格的な事業の再構築の準備期間とし、平成26年度実施をめどに事業の抜本的な見直しを図るとしているところでございます。このため、今年度当初より私を座長といたしました内部会議を設けまして、公社の権利擁護事業の概要及びその体制を検討するとともに、市理事者及び担当部署との協議を重ねているところでございます。事業内容の変更ですが、現時点では有償在宅福祉サービスを経過措置を設けた上で廃止をし、地域権利擁護事業をメーンに地域権利擁

護事業では対象外となってしまう身体障害者についても同様のサービス提供を行うとともに、没後の支援や入院・入所等の際の支援等、利用者に安心を提供する付加サービスについても検討しているところでございます。新事業の実施につきましては、法的側面からの事業実施の可否や、実施にかかわる費用等について詳細に検討を行うとともに、事業の変更について、現利用者への説明や市民への広報を十分に行い、混乱なく移行ができるよう、市と協議の結果、その実施を平成27年度からとする方向で進めていきたいというふうに考えています。このため、来年度から変更するということであれば、本理事会において事業の変更内容や体制についてご審議いただくところでございますが、今回はこの報告とさせていただきたいと考えております。事業案が固まりましたら、改めて理事・監事の皆様にご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、重点項目の3つ目、福祉公社の経営を担う人材の育成体制の整備でございますが、事業計画では、今後市の派遣職員の引き上げが想定される中、職員一人一人の質の向上が緊急な課題となっているため、職員の育成を重点的に行うとともに、キャリアパス制度の積極的な活用、人事評価制度の刷新等を行い、職員の質の向上を目指すとしております。このため、今年度は、研修においては全体研修の一部をフールドカフェ方式に改めるなど提案力の強化を図ったほか、業務知識の強化のため、通信教育の助成を開始いたしました。また、昇任制度においては、年功序列によらない昇任を行うため、勤務評定の能力評価・情意評価に加え、主任と課長補佐への昇任試験制度を新たに行うこととし、職員の組織内でのモチベーションアップを図りました。次に、重点項目の4つ目、大規模災害時における危機管理体制の整備でございますが、事業計画では利用者の生活、市民福祉を確保するなどは、食機管理体制の整備が急致であり、災害発生時のサービスを機管理体制の整備が急致であり、災害が無限を表し、災害が無限を表し、災害が無限を表し、災害が無限を表し、災害が無限を表し、災害が無限を表し、災害が無限を表し、災害が無限を表し、災害が無限を表し、災害が無限を表し、災害が無限を表し、災害が失いましてのよりには、食物管理体制の整備が急致でありました。

備でございますが、事業計画では利用者の生活、市民福祉を確保するためには、危機管理体制の整備が急務であり、災害発生時のサービスの継続、福祉避難所の設営等について、市の防災計画に沿う形でさらに体制の整備を進めるとしているところでございます。このため、本年8月より、災害時対応計画検討会議及び危機管理マニュアル策定ワーキングチームを設置し、本年8月の全体会議以降月2回のペースでワーキングを開催し、危機管理マニュアル及びBCPの原案作成を行っているところでございます。今後、原案ができましたら、これをもとに検討会議での検討、市民社協等関係団体との調整を行い、危機管理体制を構築してまいる予定でございます。

安達理事から、会田副市長との話の中で、「社協との統合」まで明確になったのかという意質問がなされた。

長澤理事長から、具体的に副市長のほうからは、「社協との統合の可能性」というような言い方をされている旨の回答がなされた。また、状況を見ますと、他の自治体よりも圧倒的に武蔵野市というのは財政援助出資団体が多いこともあり、この前の市長選挙でもそれぞれの候補者がかなり政策上の問題としてやっておりましたので、市は平成26年の調整計画で具体的な方向性を示していくだろうという旨の発言がなされた。副市長のほうからは、そういうような話もありましたけれども、公社自身で事業の手直しをして欲しいと、ですから、実際、公社の事業の執行に当たりまして理事の皆様からも是非に、と言っていただく中で、公社の方向性をと考えている旨の発言がなされた。

#### 12 連絡事項

髙橋管理係長から、次回の理事会の日程について、2月25日の火曜日、午後2時から、会場はこの会場で予定している旨の連絡がなされた。

以上

本理事会の決議を証明するため、議長(理事長)及び議事録署名人において署名押印します。

平成26年3月3日

議長 (理事長)	長	澤	博	<b></b>	(EII)
議事録署名人(監事)	安	田	大		ED)
HOW 1. SALVED 1 / C ( III. 1. /					
<b>送車兒</b> 罗 夕 【 (	$\tau$	L #	<b>4</b> 11 '	N/.	(TII)
議事録署名人(監事)	Л	上嵐	利	光	印